

小城市自動販売機設置事業者募集要項

令和4年10月26日
小城市総務部財政課

1 目的

この要項は、小城市が定める指定場所に、地方自治法（昭和22年法律第67号）第238条の4第2項第4号の規定に基づき、行政財産である土地又は建物の一部を賃貸する方法で、清涼飲料水等の自動販売機を設置する事業者を、公募により選定するために必要な手続きを定めるものです。

2 設置場所及び台数

清涼飲料水

| 物件番号 | 施設の名称等 | 所在地 | 設置場所 | 台数 |
|------|-----------|-----------------------|------|----|
| ① | 小城市庁舎西館2階 | 小城市三日月町 長神田 2312-2 | 廊下 | 1台 |
| ② | 小城市庁舎西館2階 | 小城市三日月町 長神田 2312-2 | 廊下 | 1台 |

※自動販売機の機種によっては、商品補充やメンテナンスに支障がある場合も考えられますので、応募前に設置場所の確認をしてください。

※物件番号①と②両方を同じ事業者が設置することはできません。

3 応募資格要件

次の要件を全て満たす法人又は個人に限り応募することができます。

- (1) 成年被後見人及び被保佐人並びに破産者で復権を得ない者でないこと。
- (2) 清涼飲料水等自動販売機の設置業務（自らが管理・運営するものに限る）について、2年以上の実績を有している者であること
- (3) 佐賀県内に営業拠点（支店・営業所・事務所【店舗は除く】）を置く法人、または小城市内に住所を有する個人
- (4) 法令等に規定する販売について許認可等を要する場合は、許認可等の免許を有していること（該当についてのみ。「牛乳・カップ式飲料水等」）
- (5) 国税の未納及び県税・市税の滞納がないこと
- (6) 自己又は自社の役員等が、次のいずれにも該当する者でないこと
 - ア 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。以下「法」という。）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）
 - イ 暴力団員（法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）
 - ウ 暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者

- エ 自己、自社若しくは第三者の不正な利益を図る目的又は第三者に損害を与える目的をもって暴力団又は暴力団員を利用している者
 - オ 暴力団又は暴力団員に対して資金等を提供し、又は便宜を供与するなど、直接的若しくは積極的に暴力団の維持運営に協力し、又は関与している者
 - カ 暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者
 - キ 暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれらを利用している者
- (7) (6)のアからキに掲げる者が、その経営に実質的に関与している法人その他の団体又は個人でないこと

4 自動販売機の設置条件等

(1) 使用の条件等

ア 使用の内容

設置事業者が自動販売機設置場所として使用する部分について、地方自治法第 238 条の 4 第 2 項第 4 号の規定に基づき、行政財産の貸付を行うものです。

イ 自販機設置箇所の貸付期間

設置箇所貸付期間は、「2 設置場所及び台数」の表①は、令和 5 年 1 月 1 日から令和 7 年 12 月 31 日までとします。

ウ 貸付料

「6. - (8) 設置予定事業者の決定」により、決定された設置予定者が提案した価格を貸付料とします。(建物内に設置する場合は、提案価格に消費税を加算した額をもって年額の貸付料とします。)

貸付料は小城市の納入通知書により、小城市の指定する期限までに全額納入してください。

エ その他必要経費等

電気料金は、各設置事業者において計量機器(子メーター)を設置し、子メーター計測による実費負担とし、小城市の指定する期限までに全額納入してください。

また、その他必要経費等は、各事業者において負担するものとします。

オ 設置する自動販売機の大きさは、物件番号ごとに設置可能範囲を設定していますので、その範囲内に設置できるものとします。

カ 設置箇所貸付物件が環境に配慮すべき自治体の公共施設内にあることに鑑み、省電力、ノンフロン対応など、環境負荷を低減した自動販売機の設置に努めてください。

(2) 使用上の制限

ア 使用の条件を遵守し、貸付料を確実に納入してください。

イ 自動販売機を設置する権利を第三者に譲渡又は転貸することはできません。

ウ 販売品の搬入・廃棄物の搬出時間及び経路については、小城市の指示に従ってください。

さい。

エ 販売品目は、飲食料品等（乳飲料を含む）とします。

オ 酒類の販売は行なわないでください。

(3) 維持管理責任

ア 商品補充、金銭管理など自動販売機の維持管理については、設置事業者が行ってください。また、常に商品の賞味期限に注意するとともに、在庫・補充管理を適切に行ってください。

イ 自動販売機に併設して、原則として自動販売機1台に1個の割合で回収ボックスを設置するとともに設置事業者の責任で適切に回収・処分してください。

また、自動販売機、回収ボックスともに小城市が指定する設置可能範囲内に設置してください。

ウ 衛生管理及び感染症対策については、関係法令等を遵守するとともに徹底を図ってください。

エ 自動販売機を設置するにあたっては、据付面を十分に確認したうえで安全に配慮して、設置してください。

オ 自動販売機の故障、問い合わせ並びに苦情については設置業者の責任において対応してください。また、自動販売機に故障時の連絡先を明記してください。

(4) 設置箇所貸付の取り消し及び変更

市が設置箇所貸付物件を公用若しくは公共用に供するために必要とするとき、又は設置箇所貸付条件に違反する行為があると認めるときは、設置箇所貸付契約の解約又は変更することがあります。

(5) 原状回復

設置事業者は、設置箇所貸付契約期間が満了又は設置箇所貸付契約を解約した場合は、速やかに原状回復をして下さい。なお、原状回復に際し、設置事業者は一切の補償を小城市に請求することはできません。

5 応募申請書等の提出

(1) 提出期間

令和4年10月27日（木）から令和4年11月11日（金）まで
（受付時間：午前9時から午後5時まで） ※土・日曜日、祝日を除く

(2) 提出場所

〒845-8511 佐賀県小城市三日月町長神田 2312 番地 2
小城市財政課契約管財係
（電話：0952-37-6117 FAX 0952-37-6163）

(3) 提出書類

ア 応募申込書（本市所定様式）「自販公募様式一1」

- イ 誓約書（本市所定様式）「自販公募様式—2」
誓約書（本市指定様式）「別紙【暴力団排除誓約書】」
- ウ 法人の場合は履歴事項全部証明書又は現在事項証明書、個人の場合は住民票記載事項証明書（写しも可）
※ただし、申込日の前3か月以内に発行されたものに限りします。
- エ 国税（法人税、消費税及び地方消費税）及び県税・市町村税の納税証明書（写しも可）
※ただし、申込日の前3か月以内に発行されたものに限りします。
※県税・市町村税の納税証明書は、申込者の住所のものとし、ただし、申込者と佐賀県内営業拠点の住所が異なる場合は、佐賀県及び佐賀県内の営業拠点の所在地のものも合わせて提出してください。
- オ 事業概要
（法人） 会社概要（パンフレット等）
（個人） 創業日、事業内容、実績等のわかるもの
- カ 3-（4）にかかる許認可等の免許証の写し
- キ 委任状（本市所定様式）「自販公募様式—3」
代表者の委任を受けて応募をしようとする場合に提出してください。

（4） 提出方法

提出期間内に、申し込みに必要な提出書類を上記5-（2）提出場所に直接持参するか、郵送にて提出してください。

（郵送の場合は申込期日（令和4年11月11日（金）必着とします。）

（5） 応募資格確認結果

令和4年11月14日（月）に応募資格確認結果通知書を FAX し、原本については、後日郵送します。

6 価格提案書の提出及び設置予定事業者の決定

（1） 価格提案書の提出期間

令和4年11月15日（火）から令和4年11月29日（火）まで

（受付時間：午前9時から午後5時まで） ※土・日曜日、祝日を除く

（2） 価格提案書の提出及び審査の場所

〒845-8511 佐賀県小城市三日月町長神田 2312 番地 2

小城市財政課契約管財係

（電話：0952-37-6117 FAX 0952-37-6163）

※封筒の表に「価格提案書在中」と朱書きしてください。

（3） 提出書類等

価格提案書（本市所定様式）「自販公募様式—4」

- (4) 価格提案書の提出方法
- ア 応募資格者は価格提案書に必要な事項を記入し、押印の上、封筒に封入し、提出してください。(直接持参または郵送してください)
 - イ 郵送による提出の場合は価格提案書提出期日(令和4年11月29日(火))必着とします。
- (5) 価格提案書の表示
- 提案価格は、物件番号毎に年額(税抜き)で記入してください。
- (6) 価格提案書の書換え等の禁止
- 応募資格者は、提出した価格提案書の書換え、引換え又は撤回をすることはできません。
- (7) 価格提案書の無効
- 次のいずれかに該当するものは、無効とします。
- ア 本市が指定する最低貸付料(物件リスト参照)を下回る価格によるもの
 - イ 応募参加資格がないものが価格提案したもの
 - ウ 指定の日時まで提出しなかったもの
 - エ 応募資格者の記名押印がないもの
 - オ 本市が定める価格提案書様式を用いないで価格提案したもの
 - カ 同一物件に対する価格提案について応募資格者、及びその代理人がそれぞれ価格提案したときは、その双方のもの
 - キ 同一物件に対する価格提案について他の応募資格者の代理人を兼ね、又は、2以上の代理人として価格提案したときは、その全部のもの
 - ク 提案価格または応募資格者の氏名その他主要部分が識別し難いもの
 - ケ 設置予定事業者の決定に関し不正な行為を行った者が価格提案したもの
 - コ その他設置予定事業者の決定に関する条件に違反したもの
- (8) 設置予定事業者の決定
- 設置予定事業者は、本市が設定する最低貸付料以上で最高の価格をもって有効な価格提案を行った者を決定します。また、物件番号①で設置事業者として決定された者は物件番号②への価格提案は辞退することと見なします。
- (9) くじによる設置予定事業者の決定
- 落札者となるべき同価格の価格提案をした者が複数者ある場合は、次の各号により決定する。
- ア 参加者は、あらかじめ価格提案書にくじ用数字記入欄の3桁の数字を記載する。
 - イ 同価格の価格提案をした者に価格提案書の受付順に、くじ用業者番号を業者番号に付ける。(0. 1. 2・・・)
 - ウ 同価格の価格提案をした者が記載した(ア)のそれぞれの数字の合計を同価格の価格提案をした者の数で除し、余りの数字と(イ)で付番した番号が合致した者

を落札者とする。

エ くじ用数字記入欄に数字が記載されていないものは0とみなす。

(10) 結果の公表

各設置箇所貸付物件について、設置予定業者を決定したときは、その金額及び設置予定事業者名を、設置予定事業者を決定しないときはその旨を、後日郵送により応募申込者に公表します。

(11) 設置予定業者を決定の中止等

不正な価格提案が行なわれるおそれがあると認められるとき、又は災害その他やむを得ない理由があるときは、設置予定業者の決定期日を延期することがあります。

7 質疑書の提出及び回答

(1) 提出期間

ア 応募申請書等に対する質疑

令和4年10月27日(木)から令和4年11月7日(月)まで

イ 価格提案書に対する質疑

令和4年11月15日(火)から令和4年11月22日(火)まで

(2) 提出方法に対する質疑

質疑書(本市所定様式)「自販公募様式-5」により、上記5-(2)受付場所に直接持参するかFAXまたはメールで提出して下さい。なお、FAXまたはメールで提出された場合は、電話にて財政課に受領の確認をしてください。

(3) 回答

応募申請書等に対する質疑への回答は令和4年11月9日(水)までに、価格提案書に対する質疑への回答は令和4年11月25日(金)までに、小城市ホームページで行います。

8 自販機設置箇所の貸付契約手続き

(1) 貸付契約は応募申込書に記載された名義で行います。

(2) 貸付契約の手続きは財政課で行います。

9 設置予定事業者の決定の取り消し

次のいずれかに該当する場合は、設置予定業者としての決定を取り消します。

設置予定業者の決定を取り消した場合は、取り消された提案事業者が行なった価格提案の次に高額な提案を行なった事業者を設置予定事業者とします。

(1) 正当な理由なくして、指定する期日までに貸付契約を行わない場合

(2) 設置予定業者が応募者の資格を失った場合

(3) その他設置予定事業者が本件貸付契約の相手方として不適当と認められる場合

10 その他

- (1) 応募申込及び貸付契約の手続きに関する一切の費用については、設置予定事業者または応募申込者の負担となります。
- (2) 提出された書類は、審査・貸付契約の手続きの用途以外に応募者に無断で使用しません。

【問合せ先】 小城市財政課契約管財係
小城市三日月町長神田 2312 番地 2
TEL : 0952-37-6117
FAX : 0952-37-6163
E-mail : zaisei@city.ogi.lg.jp